【資料４】

丹波市多文化共生推進基本方針

（案）

令和７年（2025年）１月

丹　波　市

目　次

第1章　丹波市多文化共生推進基本方針の策定にあたって

1　基本方針策定の背景・趣旨

2　基本方針の位置づけ

3　基本方針の策定方法

第2章　外国人市民を取り巻く現状

1　外国人市民の状況

2　現状の課題

第3章　多文化共生推進の基本的な考え方

1　基本理念（めざす姿）

2　取組方針

3　施策の体系

第4章　多文化共生社会の実現に向けた施策

1　人権の尊重

(1)人権啓発・人権教育の充実

2　生活支援

(1)生活に関する相談体制の充実

(2)やさしい日本語や多言語による情報発信

(3)働きやすい労働環境づくり

(4)住居確保のための支援

(5)ニーズに応じた教育の推進

(6)福祉、医療、子育てにおける支援

(7)緊急時・災害時と災害に備えるための支援

3　コミュニケーション支援

(1)通訳などによるコミュニケーション支援

(2)やさしい日本語の普及と活用促進

(3)日本語学習機会の充実

4　多文化共生の地域づくり
(1)多文化共生意識を深めるための啓発
(2)地域との交流の場づくり
(3)地域社会やまちづくりへの参画促進

第5章　多文化共生社会の実現に向けた施策の推進

1　推進体制
2　市民、関係機関、団体等との連携と協働

【資　料】

資料1　在留資格一覧表
資料2　丹波市多文化共生推進懇話会設置要綱
資料3　丹波市多文化共生推進懇話会委員名簿
資料4　用語解説

「多文化共生」の定義

国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的ちがいを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。

（総務省:「多文化共生の推進に関する研究会報告書」から）

「外国人市民」の定義

本基本方針で用いている「外国人市民」は、国籍が日本であっても、外国にルーツを持ち、言葉や文化などが日本と異なる方も含めています。

第1章　多文化共生推進基本方針の策定にあたって

1　基本方針策定の背景と趣旨

平成2年(1990年)の「出入国管理及び難民認定法(入管法)」の改正以降、日系人の入国が容易となり、グローバル化の進展と人の国際移動が活発化する中、外国人の定住化が進み、日本で生活する在留外国人は増加しています。令和5年(2023年)12月末では、およそ341万人の外国人が日本に滞在しています。

平成31年(2019年)4月には、深刻化する人手不足に対応するため、生産性向上や国内人材の確保のための取組を行っても人材を確保することがなお困難な状況にある産業上の分野において、一定の専門性・技能を有し、即戦力となる外国人を受け入れていく仕組みを構築するための在留資格「特定技能」が創設されました。また、熟練した技能を要する特定技能2号については、特定技能1号の 12 の特定産業分野のうち、建設分野及び造船・舶用工業分野の溶接区分のみが対象となっていましたが、特定技能の在留資格に係る制度の運用方針(分野別運用方針)の変更が行われ、令和5年(2023年)8月から、特定技能1号の 12 の特定産業分野のうち介護分野以外の全ての特定産業分野において、特定技能2号の受入れが可能となりました。

さらに、令和6年(2024年)6月には、技能実習に代わる新たな在留資格として、「育成就労」を創設することなどを盛り込んだ法律が成立しました。

こうした中、国においては外国人材の更なる受入に向けた環境整備を進め、令和元年(2019年)6月に「日本語教育の推進に関する法律」を施行、令和2年(2020年)9月には「地域における多文化共生推進プラン」を改訂し、地域において多文化共生を推進するための

新たな方向性を示しました。

兵庫県では、平成27年（2015年）に県民の相互理解を促進し、ともに支え合う多文化共生社会の実現を目指し「ひょうご多文化共生社会推進指針」を策定し、令和3年（2021 年）には、在留外国人の増加や多国籍化、各産業において高まる外国人材の重要性等、新たな課題への対応と、より一層の内容の充実を図るため、同指針を改定しました。

本市においても外国人市民は年々増加しており、平成26年（2014年）3月末時点で 641人であった外国籍の市民が、令和6年（2024年）3月末時点では 1,276人と、10年間で約2倍に増えている状況にあります。外国人市民の増加、定住化に伴い、地域、学校、職場など様々な場所で課題が顕在化しており、外国人市民を一時的な滞在者としてではなく、「生活者」として認識する視点が必要となっています。

このような状況を踏まえ、様々な文化や多様性を認め合いながら、同じ地域の一員としてお互いを尊重し、誰もが安心して暮らすことができるよう、また、外国人市民が地域社会に参画し、多様な担い手として活躍できる多文化共生社会を実現するための取組を推進するため、「丹波市多文化共生推進基本方針」を策定します。

2　基本方針の位置づけ・期間

本基本方針は、「丹波市自治基本条例」の理念に基づき、「丹波市総合計画」を上位計画として、本市における多文化共生を推進することを目的に多文化共生施策の基本的な方向性を明らかにしたものです。

「丹波市人権施策基本方針」や各種個別計画との整合性を測り、国の「地域における多文化共生推進プラン」や県の「ひょうご多文化共生社会推進指針」等を踏まえて策定し、多様性と包摂性のある社会の実現に向けた「持続可能な開発目標（SDGs）」の達成に向けた取組を推進するとともに、誰もが安心して暮らすことができる多文化社会の実現を目指します。

また、本基本方針は、社会情勢に大きな変化があり、方針を改定しなければならない事情が生じた場合に必要に応じて見直しを行うものとします。

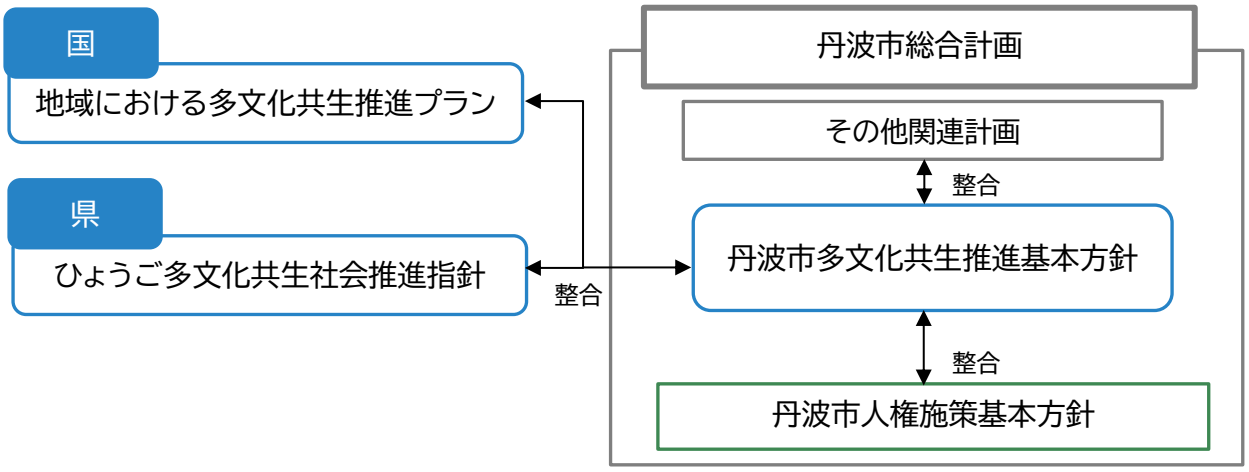

3　基本方針の策定方法

(1)「丹波市多文化共生推進懇話会」・「多文化共生施策庁内検討会議」の設置

外国人市民や外国人市民と関わりのある関係団体等を委員とし、構成する「丹波市多文化共生推進懇話会」を設置し、本基本方針を策定するにあたって様々な意見を取り入れています。

また、市役所庁内において、多文化共生社会の実現に向けた施策を検討するとともに、その円滑な推進を図るため、「多文化共生施策庁内検討会議」を設置しました。

多文化共生施策庁内検討会議

丹波市多文化共生推進懇話会

(2)多文化共生に関するアンケート調査等の実施

本基本方針の策定や外国人市民の受入環境整備等に生かすことを目的に、次のとおり、外国人市民、市内の事業所、自治会などを対象にアンケート調査等を実施しました。

名称	期間
多文化共生に関する事業所アンケート調査	令和5年(2023年)10月～11月
多文化共生に関する市民アンケート調査	令和5年(2023年)11月～12月
多文化共生に関する外国人市民アンケート調査	令和5年(2023年)12月～令和6年(2024年)2月
多文化共生に関する外国人市民ヒアリング調査	令和5年(2023年)12月
多文化共生に関する自治会アンケート調査	令和6年(2024年)2月
こどもを対象とした多文化共生に関するアンケート調査	令和6年(2024年)6月～7月

上記アンケート調査等の結果は、右の二次元コード(市のHP)からご確認ください

（3）パブリックコメントの実施

策定した基本方針案について、パブリックコメントを実施し、広く市民の意見を反映した基本方針となるようパブリックコメントを実施しました。

第2章　外国人市民を取り巻く現状

1　外国人市民の状況

(1)外国籍の市民数・割合

令和6年3月末時点の外国籍の市民数は1,276人で、市民全体(60,581人)の2.1%を占めており、10年前の平成26年3月末時点と比べると、約2倍の人数となっています。

また、新型コロナウイルスの影響により、令和3年3月末から令和4年3月末では、一度減少傾向となりましたが、以降は人数、比率ともに増加しています。

図1　外国籍の市民数・割合の推移(住民基本台帳から)

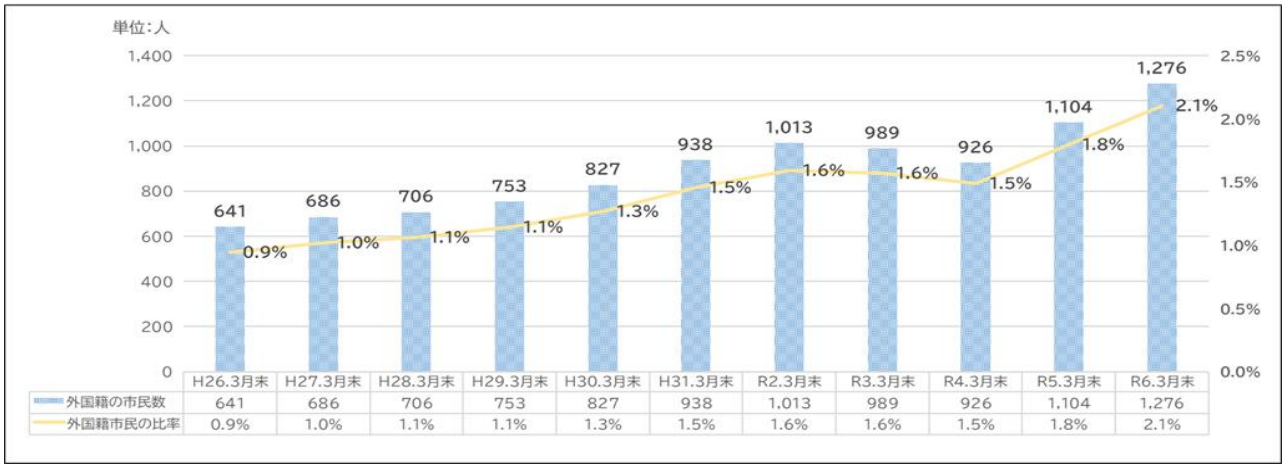

	H26.3月末	H27.3月末	H28.3月末	H29.3月末	H30.3月末	H31.3月末	R2.3月末	R3.3月末	R4.3月末	R5.3月末	R6.3月末
外国籍の市民数	641	686	706	753	827	938	1,013	989	926	1,104	1,276
外国籍市民の比率	0.9%	1.0%	1.1%	1.1%	1.3%	1.5%	1.6%	1.6%	1.5%	1.8%	2.1%

(2)男女別・年齢別の人数

男女別にみると、男性が 712人、女性が 564人となっています。年齢別では 20歳代が550人で最も多くなっており、全体の 43%を占めています。次に 30歳代、40歳代が続いています。

図2　令和6年3月末時点の男女別年齢別の外国籍の市民数（住民基本台帳から）

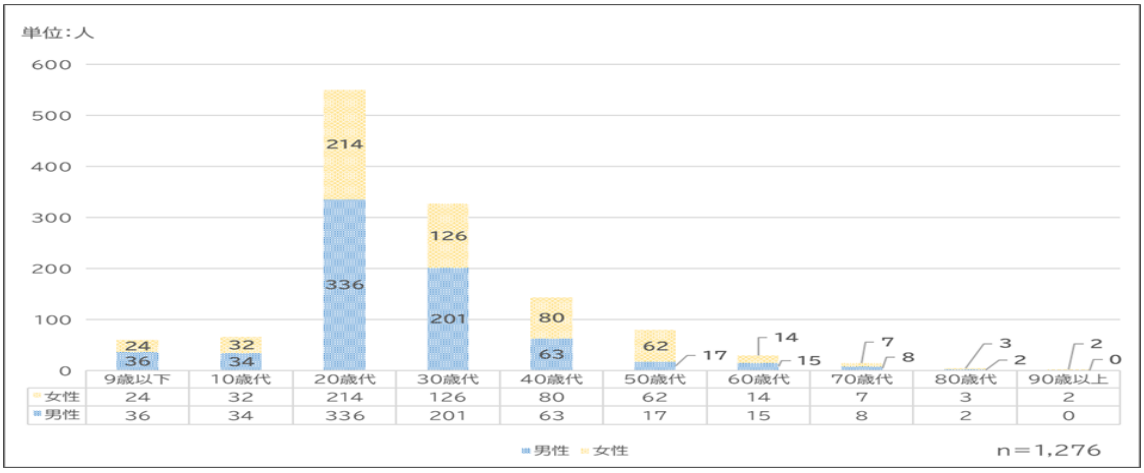

（2）国籍別の人数

令和6年3月末時点で、35 カ国、1,276人の外国籍の市民が暮らしています。国籍別でみると、ベトナム、フィリピン、中国の順で多く、最も多いベトナムは569人で、全体の 44.6%を占めています。

また、外国籍市民数上位7カ国の人口推移をみると、中国が減少している一方で、ベトナム、フィリピン、ミャンマー、インドネシアが増加しています。

図3　令和6年3月末時点の主な国籍別の外国籍の市民数（住民基本台帳から）

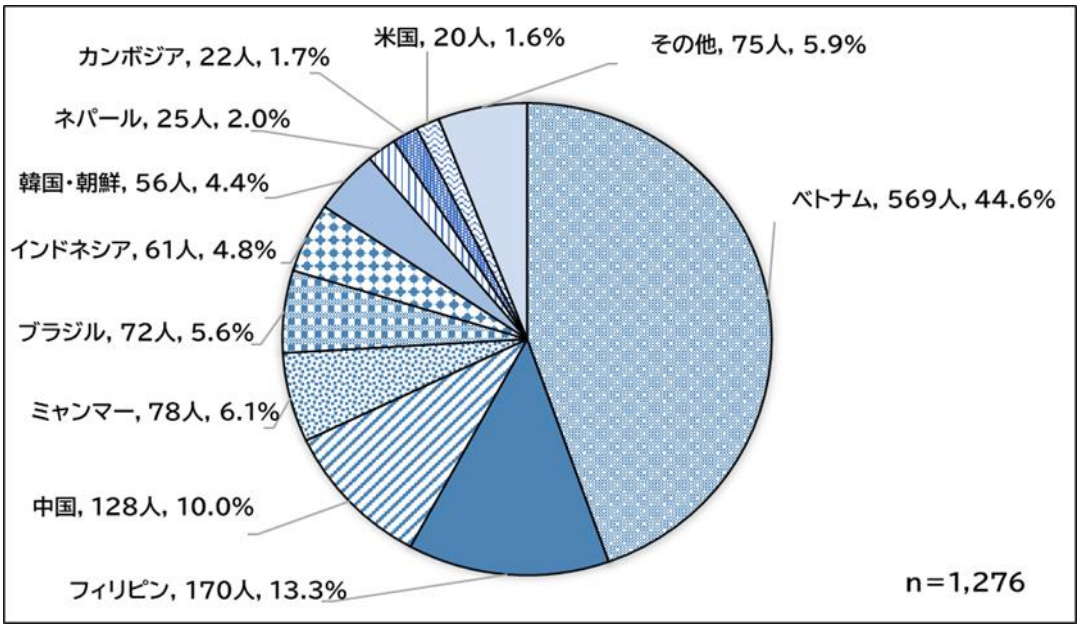

図4　外国籍の市民数上位7カ国の人口推移（住民基本台帳から）

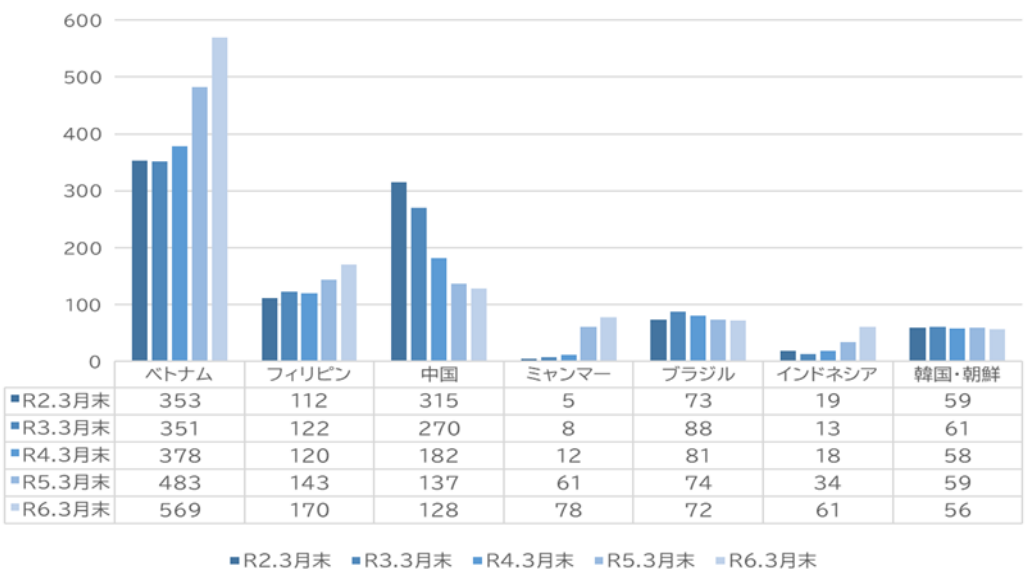

	ベトナム	フィリピン	中国	ミャンマー	ブラジル	インドネシア	韓国・朝鮮
R2.3月末	353	112	315	5	73	19	59
R3.3月末	351	122	270	8	88	13	61
R4.3月末	378	120	182	12	81	18	58
R5.3月末	483	143	137	61	74	34	59
R6.3月末	569	170	128	78	72	61	56

（3）在留資格別の人数

令和6年3月末時点の在留資格別人数では、技能実習が 374人で全体の約3割を占めています。次いで、技術・人文知識・国際業務、永住者、特定技能、家族滞在が続いています。

在留資格別人数の推移では、技術・人文知識・国際業務、特定技能の就労資格が増加しています。また、永住者、家族滞在、日本人の配偶者等の身分に基づく資格についても緩やかに増加しています。

図5　令和6年3月末時点の主な在留資格別の外国籍の市民数（住民基本台帳から）

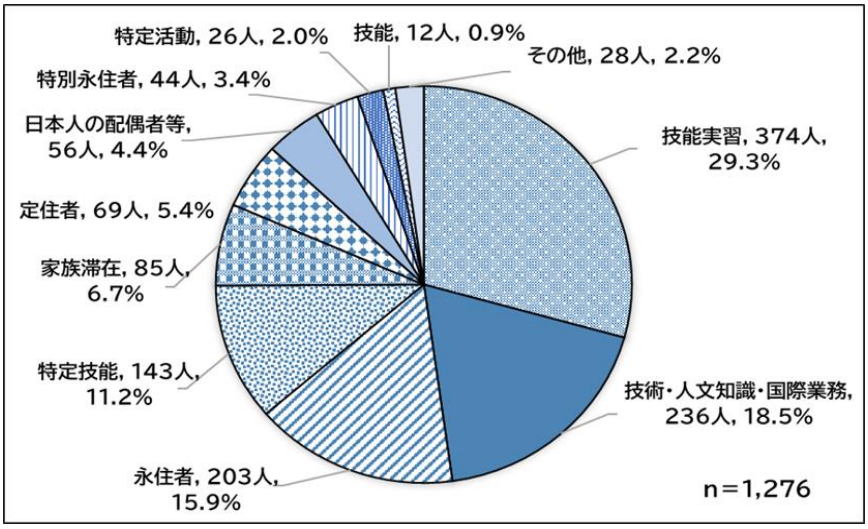

図6　在留資格別人数上位7資格の推移（法務省：在留外国人統計から）

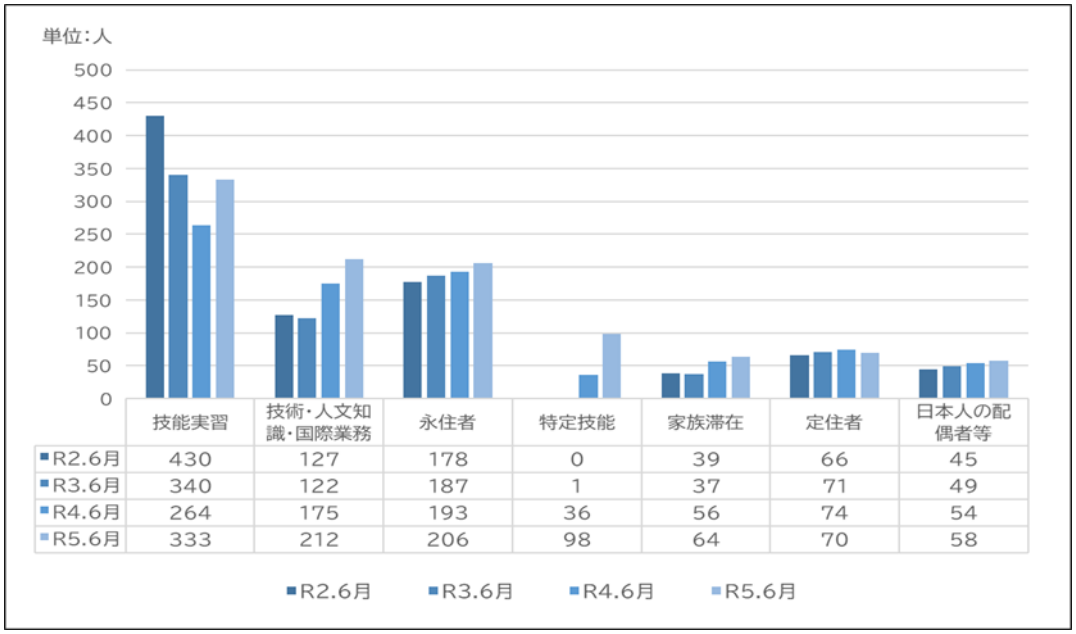

	技能実習	技術・人文知識・国際業務	永住者	特定技能	家族滞在	定住者	日本人の配偶者等
R2.6月	430	127	178	0	39	66	45
R3.6月	340	122	187	1	37	71	49
R4.6月	264	175	193	36	56	74	54
R5.6月	333	212	206	98	64	70	58

2　現状の課題

多文化共生に関するアンケート調査の結果から見る、外国人市民を取り巻く現状の課題は、次のとおりです。

(1)外国人の人権に関すること

3割以上の人が「外国人市民への差別や偏見がある」と回答しています。また、多文化共生社会の実現に向けて日本人市民の必要な取組では、「外国人市民に対する差別意識や偏見を持たないようにする」の回答が最も多くなっています。

図7（市民アンケート調査　設問11）

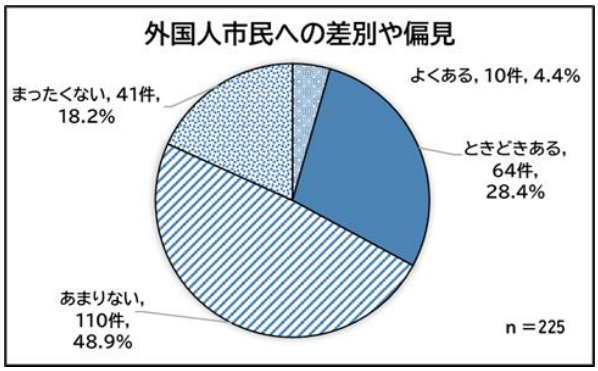

図8（市民アンケート調査　設問12）

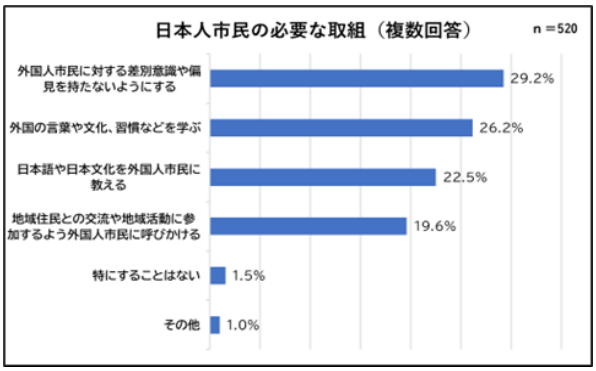

(2)生活環境

外国人市民が生活で不安に感じていることや困りごとは、「必要な情報が受け取れない」、「日本語でのコミュニケーション」、「相談先がない」となっています。

また、事業所において、外国人労働者へ「生活上の支援を行っていない」の回答は4番目に多くなっています。

図9（外国人市民アンケート調査　設問18）

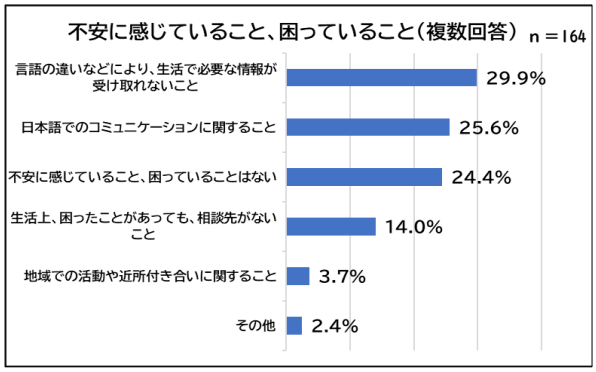

図10（事業所アンケート調査　設問12）

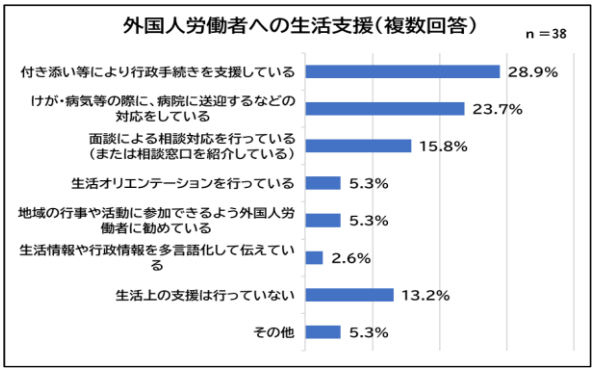

(3)外国人市民の日本語能力

外国人市民の日本語能力（聞く、話す）では、「単語だけわかる」が最も多くなっています。また、日本語能力（読む・書く）では、「ひらがな、カタカナと簡単な漢字であれば読める（書ける）」が5割以上となっています。

事業所の外国人労働者の雇い入れ時の一番の課題は、「日本語能力の不足」となっています。

図11（外国人市民アンケート調査　設問７）

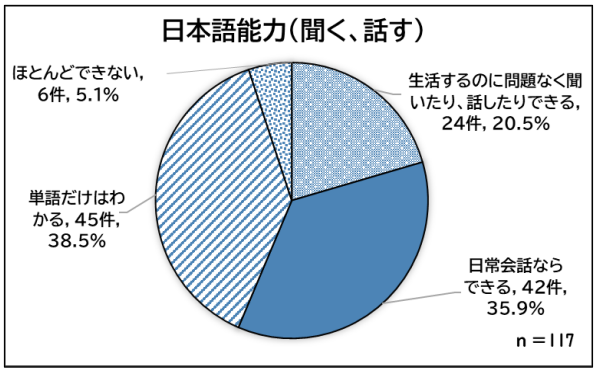

図12（外国人市民アンケート調査　設問８）

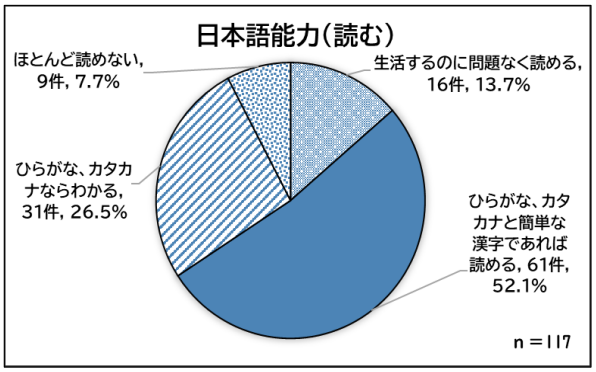

図13（外国人市民アンケート調査　設問９）

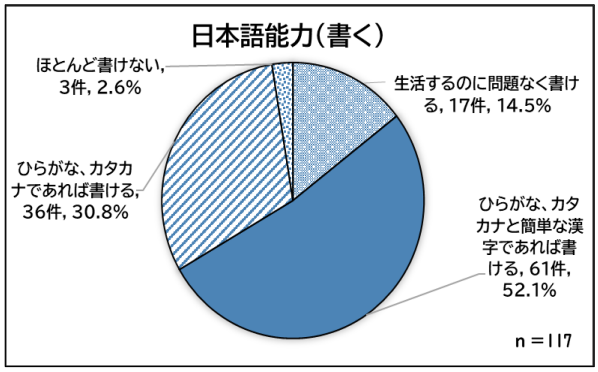

図14（事業所アンケート調査　設問14）

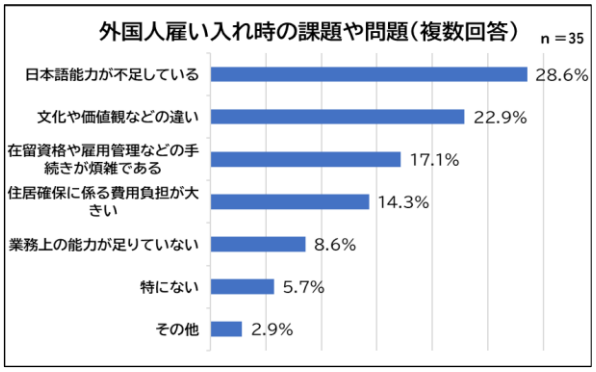

(4)外国人市民と地域との関わり

市民の7割以上が「外国人市民との間に壁がある」と回答しています。最も大きな壁は「言葉のちがい」で、次に「文化・生活習慣のちがい」となっています。

「地域の人と交流したい」と回答した外国人市民は8割を超えている一方で、「外国人市民と地域活動ができていない」と回答した自治会は8割以上となっています。

図15（市民アンケート調査　設問６）

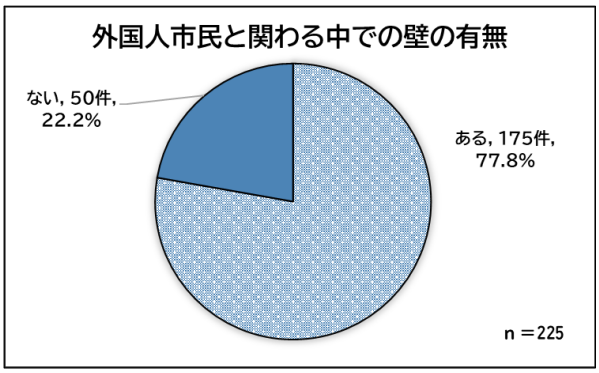

図16（市民アンケート調査　設問７）

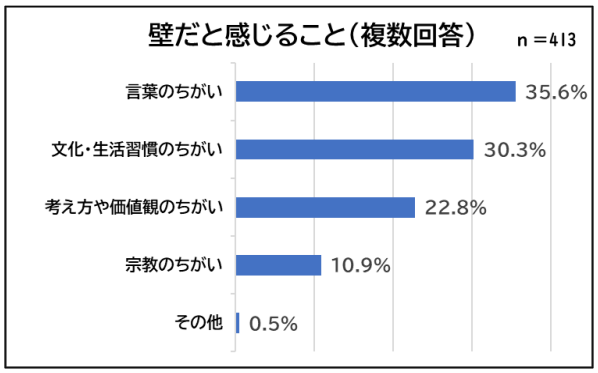

図17（外国人市民アンケート調査　設問16）

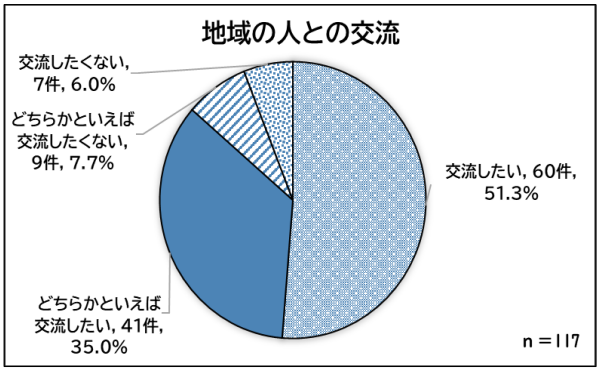

図18（自治会アンケート調査　設問１）

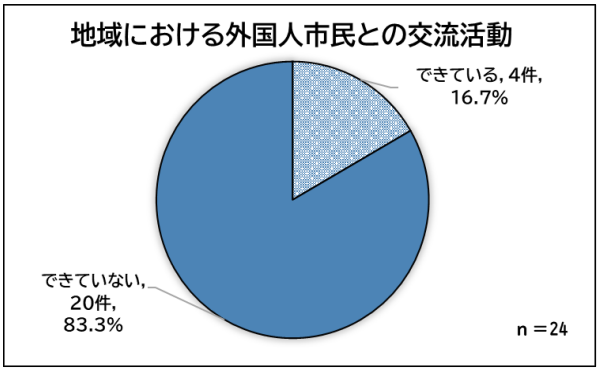

第3章　多文化共生推進の基本的な考え方

アンケート調査等の結果や丹波市多文化共生推進懇話会において聴取した意見をもとに次の基本理念(めざす姿)を設定します。

1　基本理念(めざす姿)

様々な国籍や背景をもつ市民が安心して日常生活を営み、
地域の一員として支え合う、誰もが暮らしやすいまち　丹波市

上記の基本理念をもとにした様々な場面におけるめざす姿

・地　域

外国人市民と日本人市民が交流し、お互いに理解を深めています。また、外国人市民が地域社会の一員として活躍し、支え合いながら暮らしています。

・学　校

すべてのこどもが互いの違いを認め合い、多文化共生意識を深めています。また、外国につながりのあるこどもたちが自分らしく、安心して学校生活を送っています。

・職　場

言語や文化などの違いに配慮した職場づくりが進み、外国人市民が能力を十分に発揮し活躍しています。

・公共施設・機会

外国人市民が、言葉の壁なく、公共サービスや行政情報を受けています。また、市民向けの多文化共生意識や国際理解を深める機会が多様にあります。

2　取組方針

めざす姿の実現に向け、次の取組方針を定め、多文化共生施策を推進します。

・人権の尊重

全ての市民一人ひとりの人権が保障され、幸せに暮らせる社会の実現をめざし、多文化共生の重要性について認識を高め、互いに尊重する気持ちをはぐくむとともに、偏見や差別をなくすための啓発・教育を行います。

・生活支援

外国人市民が安全、安心して暮らせるよう、ニーズに応じた生活情報の多言語化や、やさしい日本語による情報発信を積極的に行います。また、多言語による相談体制の充実を図るとともに、言語や文化、習慣などの違いに理解を深め、外国人市民に対応した取組を推進し、外国人市民の生活環境を整備します。

・コミュニケーション支援

市役所窓口等において、多言語通訳サービスの提供や「やさしい日本語」による対応などのコミュニケーション支援を行います。また、日本語学習を必要とする外国人市民に学習機会を提供するため、地域の日本語教育を推進します。

・地域における多文化共生の推進

様々な文化や多様性を認め合いながら、同じ地域の一員としてお互いを尊重し、誰もが安心

して暮らすことができるよう、多文化共生意識の啓発を行います。また、外国人市民が「生活者」として、主体的に地域社会へ参画できるようにするため、日本人市民と外国人市民が交流する場を創設するとともに、外国人市民と共に地域での活動を行います。

3　施策の体系

【基本理念】

様々な国籍や背景をもつ市民が安心して日常生活を営み、
地域の一員として支え合う、誰もが暮らしやすいまち　丹波市

人権の尊重

(1)人権啓発・人権教育の充実

生活支援

(1)生活に関する相談体制の充実
(2)やさしい日本語や多言語による情報発信
(3)働きやすい労働環境づくり
(4)住宅確保のための支援
(5)ニーズに応じた教育の推進
(6)福祉、医療、子育てにおける支援
(7)緊急時・災害時と災害に備えるための支援

コミュニケーション支援

(1)通訳などによるコミュニケーション支援
(2)やさしい日本語の普及と活用促進
(3)日本語学習機会の充実

地域における多文化共生の推進

(1)多文化共生意識・国際理解を深めるための取組
(2)地域との交流の場づくり
(3)地域社会やまちづくりへの参画促進

第4章　多文化共生社会の実現に向けた施策

1　人権の尊重

(1)人権啓発・人権教育の充実

現状と課題

外国人市民に対する偏見や差別が生じています。また、インターネット上では、本邦外出身者を理由とし、地域社会から排除しようとする不当な差別的書き込み(ヘイトスピーチ)があり、偏見や差別をなくすための取組が必要となっています。

今後の取組

No.	取組内容	推進主体
1	外国人市民に対する偏見・差別をなくすため、人権講演会やセミナー、パネル展示、FM ラジオなどを活用し、啓発活動を行います。	市
2	基本的人権の尊重の精神が正しく身に付くよう、地域、学校、職場などのあらゆる場を通じた人権教育を推進します。	市
3	インターネット上での差別的な書き込みを監視し、発見した際に運営管理者等に削除依頼を実施する「インターネットモニタリング事業」を行います。	市